

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**尾原進一議長** 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 84 号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**尾原進一議長** 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 85 号「市道の路線変更の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**尾原進一議長** 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 86 号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**尾原進一議長** 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 87 号「平成 25 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**尾原進一議長** 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 105 号「監査委員選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により安藝久美子議員の退席を求めます。

(安藝久美子議員退席)

○**尾原進一議長** ただいま議題となっております本件について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○**小松敏伸副市長** 追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 105 号「監査委員選任について同意を求める件」につきましては、議員のうちから選任されておりました小松知恵子委員の任期が本年 9 月 9 日に満了いたしましたので、後任の監査委員として安藝久美子氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

安藝久美子氏の経歴につきましては、議案説明 1 ページに記載しておりますのでお目通しをお願いいたしますが、お住まいは安芸市井ノ口甲 1131 番地 41 で、生年月日は生まれの 歳であります。

昭和 49 年 3 月に高知県立安芸高等学校を卒業されました。平成 9 年 8 月から現在に至るまで安芸市議会議員として御活躍され、この間、建設経済委員会副委員長、総務委員会副委員長、総務委員会委員長などを歴任されております。

以上で提案理由の説明といたしますが、何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。

○尾原進一議長 これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 105 号「監査委員選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。安藝久美子議員の着席を求めます。

(安藝久美子議員着席)

○尾原進一議長 安藝久美子議員に告知いたします。

ただいま監査委員選任の件は同意されました。

日程第 3、議案第 106 号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書」から議案第 109 号「2015 年 10 月の消費税率 10%への再引き上げ中止を求める意見書」までの 4 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 4 件について、提案理由の説明を求めます。

10 番 川島憲彦議員。

○10 番(川島憲彦議員) 議案第 106 号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 10 月 9 日